

京都市告示第 49 号

平成 25 年 3 月 22 日に市会本会議で議決された平成 25 年度京都市予算の要領は、次のとおりです。

平成 25 年 4 月 4 日

京都市長 門川 大作

平成 25 年度京都市一般会計予算

平成 25 年度京都市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 736,553,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(市債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表市債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、140,000,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 240,680,000
	1 市 民 税	101,460,000
	2 固 定 資 産 税	98,520,000
	3 軽 自 動 車 税	1,248,000
	4 市 た ば こ 税	10,320,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 入 湯 税	77,000
	7 事 業 所 税	7,086,000
	8 都 市 計 画 税	21,968,000
2 地 方 譲 与 税		3,649,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,680,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,842,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 石 油 ガ ス 譲 与 税	126,000
3 府 税 交 付 金		21,447,000
	1 利 子 割 交 付 金	752,000
	2 配 当 割 交 付 金	534,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	125,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	42,000
	5 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,371,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	3,923,000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	14,699,000
4 地 方 特 例 交 付 金		806,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	806,000

款	項	金額
5 地方交付税		58,413,000 ^{千円}
	1 地方交付税	58,413,000
6 交通安全対策特別交付金		700,000
	1 交通安全対策特別交付金	700,000
7 分担金及び負担金		9,553,520
	1 負担金	9,553,520
8 使用料及び手数料		20,672,243
	1 使用料	14,805,230
	2 手数料	5,867,013
9 国庫支出金		118,331,975
	1 国庫負担金	105,734,848
	2 国庫補助金	11,964,519
	3 国庫委託金	632,608
10 府支出金		28,085,767
	1 府負担金	17,076,838
	2 府補助金	8,391,737
	3 府委託金	2,617,192
11 財産収入		5,928,929
	1 財産運用収入	1,227,637
	2 財産売払収入	4,701,292
12 寄附金		1,353,887
	1 寄附金	1,353,887
13 繰入金		20,189,184
	1 特別会計繰入金	20,189,184

款	項	金額
14 繰越金		千円 1
	1 繰越金	1
15 諸収入		115,456,494
	1 延滞金加算金及び過料	333,211
	2 市預金利子	1,866
	3 貸付金元利収入	5,283,559
	4 預託金元利収入	98,243,395
	5 受託事業収入	1,540,000
	6 収益事業収入	3,800,000
	7 雑入	6,254,463
16 市債		91,286,000
	1 市債	91,286,000
歳入合計		736,553,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		2,265,000 <small>千円</small>
	1 議 会 費	2,265,000
2 総 務 費		34,836,632
	1 総 務 管 理 費	28,561,540
	2 税 務 費	3,240,526
	3 統 計 調 査 費	95,093
	4 財 産 費	470,332
	5 選 挙 費	517,566
	6 監 査 委 員 費	11,901
	7 人 事 委 員 会 費	40,500
	8 大 学 費	1,601,201
	9 防 災 費	238,343
	10 総 務 施 設 整 備 費	59,630
3 文 化 市 民 費		24,266,000
	1 文 化 市 民 総 務 費	7,390,019
	2 文 化 費	3,185,980
	3 市 民 生 活 費	3,215,698
	4 共 同 参 画 社 会 費	731,801
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	1,410,137
	6 文 化 市 民 施 設 整 備 費	8,332,365
4 保 健 福 祉 費		293,854,000
	1 保 健 福 祉 総 務 費	52,785,635
	2 児 童 福 祉 費	68,438,365
	3 生 活 保 護 費	80,995,557
	4 障 害 者 福 祉 費	42,092,400
	5 老 人 福 祉 費	39,074,267
	6 保 健 費	5,707,051

款	項	金額
	7 予 防 費	3,784,616
	8 生 活 衛 生 費	492,059
	9 保 健 福 祉 施 設 整 備 費	484,050
5 環 境 費		27,416,000
	1 環 境 総 務 費	11,942,863
	2 環 境 保 全 費	729,398
	3 ご み 処 理 費	9,188,121
	4 ふ ん 尿 処 理 費	580,145
	5 機 材 管 理 費	238,930
	6 環 境 施 設 整 備 費	4,736,543
6 産 業 観 光 費		104,656,000
	1 産 業 観 光 総 務 費	3,170,350
	2 商 工 振 興 費	2,093,695
	3 中 小 企 業 対 策 費	97,270,280
	4 技 術 振 興 費	447,755
	5 観 光 費	660,626
	6 農 業 費	418,591
	7 林 業 費	524,496
	8 産 業 観 光 施 設 整 備 費	70,207
7 計 画 費		17,376,000
	1 計 画 総 務 費	4,775,277
	2 都 市 計 画 費	625,821
	3 風 致 美 観 費	1,624,640
	4 建 築 指 導 費	482,348
	5 住 宅 政 策 費	1,836,271
	6 住 宅 管 理 費	4,215,672
	7 住 環 境 整 備 費	3,815,971
8 土 木 費		36,435,000
	1 土 木 総 務 費	5,861,292

款	項	金額
	2 駐 車 場 費	253,624
	3 道 路 橋 り よ う 費	6,181,521
	4 道 路 特 別 整 備 費	9,836,626
	5 河 川 排 水 路 費	1,211,481
	6 都 市 河 川 整 備 費	1,157,042
	7 緑 化 推 進 費	2,428,135
	8 街 路 費	2,157,912
	9 重 要 幹 線 街 路 費	4,413,181
	10 土 地 区 画 整 理 費	1,080,534
	11 市 街 地 再 開 発 費	467,652
	12 受 託 工 事 費	1,386,000
9 消 防 費		23,664,000
	1 消 防 総 務 費	18,724,000
	2 消 防 費	2,242,200
	3 消 防 施 設 整 備 費	2,697,800
10 教 育 費		44,356,000
	1 教 育 総 務 費	26,001,389
	2 小 学 校 費	4,247,526
	3 中 学 校 費	2,394,326
	4 高 等 学 校 費	798,477
	5 幼 稚 園 費	86,161
	6 社 会 教 育 費	1,948,282
	7 青 少 年 科 学 セ ン タ ー 費	103,138
	8 学 校 施 設 整 備 費	8,776,701
11 災 害 対 策 費		102,000
	1 農 林 災 害 復 旧 費	2,000
	2 土 木 災 害 復 旧 費	100,000
12 公 債 費		86,054,368
	1 公 債 費	86,054,368

款	項	金額
13 諸 支 出 金		40,872,000 <small>千円</small>
	1 公 營 企 業 費	39,220,000
	2 土 地 取 得 費	1,652,000
14 予 備 費		400,000
	1 予 備 費	400,000
歲 出 合 計		736,553,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 計画費	4 建築指導費	建築指導事業	25,000
	5 住宅政策費	住宅対策事業	5,000
	7 住環境整備費	住環境整備事業	900,000
8 土木費	3 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	50,000
		道路改良事業	200,000
		橋りょう改修事業	100,000
	4 道路特別整備費	道路特別整備事業	1,000,000
		交通安全施設整備事業	200,000
	5 河川排水路費	河川改修事業	50,000
		幹線排水路改修事業	50,000
	6 都市河川整備費	都市河川整備事業	450,000
	8 街路費	幹線街路整備事業	200,000
	9 重要幹線街路費	重要幹線街路整備事業	800,000
10 土地区画整理費	公共団体区画整理補助事業	330,000	
	組合区画整理補助事業	20,000	
10 教育費	8 学校施設整備費	学校施設整備事業	2,500,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土地開発公社借入金（元利金）債務の保証によって生じる保証債務	平成25年度から 平成30年度まで	千円 32,000,000
平成25年度における地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務	平成25年度から 平成35年度まで	元金1,477,000,000千円及びこれに対する利子相当額
芸術文化特別奨励金	平成26年度	6,000
平成25年度助成金等内定者資金融資制度損失補てん金	平成25年度から 債務消滅時まで	融資金の回収未済額
平成25年度文化財保護事業資金融資制度損失補てん金	平成25年度から 債務消滅時まで	次の各号に掲げる額の合計額 (1)融資金の回収未済額 (2)債務者が支払うべき約定利息額 (3)延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日の翌日から年利率14パーセントの割合を乗じて得た遅延損害金
京都会館管理経費	平成26年度から 平成28年度まで	308,000
二条城ライトアップ事業費	平成26年度	5,000
市民活動センター管理経費	平成26年度	5,710
動物園整備事業費	平成26年度及び 平成27年度	1,692,996
民間社会福祉施設整備助成事業費	平成26年度	376,400

事 項	期 間	限 度 額
児童福祉施設管理経費	平成26年度から 平成29年度まで	千円 268,000
平成25年度看護師修学資金 融資制度損失補てん金	平成25年度から 債務消滅時まで	次の各号に掲げる額の合計額 (1)融資金の回収未済額 (2)債務者が支払うべき約定利息額 (3)延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日 の翌日から年利率14.5パーセントの割合を 乗じて得た遅延損害金
動物愛護施設整備事業費	平成26年度	308,000
環境保全活動センター管理 経費	平成26年度から 平成28年度まで	445,014
平成25年度環境保全資金融 資制度損失補てん金	平成26年度から 平成40年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生 じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条 の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額 に相当する額
家庭ごみ有料指定袋製造経 費	平成26年度	171,000
燃やすごみ等収集運搬経費	平成26年度から 平成29年度まで	610,040
南部クリーンセンター第二 工場整備事業費	平成25年度から 平成30年度まで	37,817,000
生活環境美化センター再整 備関連経費	平成25年度及び 平成26年度	19,000
平成25年度きらめき企業支 援融資制度損失補てん金	平成25年度から 平成38年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって 生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除 した額に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
平成25年度中小企業融資制度損失補てん金	平成 25 年度 から 平成 40 年度 まで	一般振興融資，小規模企業おうえん融資及び経営支援緊急融資で，信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して，一般振興融資において100分の25を，小規模企業おうえん融資において100分の80を，経営支援緊急融資において100分の65をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額
平成25年度中小企業再生支援融資制度損失補てん金	平成 25 年度 から 平成 46 年度 まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して 6 分の 1 を乗じて得た額
平成25年度創業・経営承継支援融資制度損失補てん金	平成 25 年度 から 平成 40 年度 まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して100分の80を乗じて得た額
平成25年度短期融資制度損失補てん金	平成 25 年度 から 平成 40 年度 まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して100分の25を乗じて得た額
平成25年度企業立地促進制度補助金	平成 25 年度 から 債務消滅時まで	<p>企業立地促進制度補助金の交付対象者が納入する次の第 1 号及び第 2 号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第 3 号に掲げる経費の額の合計額に相当する額</p> <p>(1)事業所等の新增設等に伴い取得した固定資産（家屋及び償却資産に限る。）に係る固定資産税（当該固定資産の取得者に新たに課すこととなった年度から最大 6 年度分のものに限る。）</p> <p>(2)事業所等の新增設等に伴い取得した家屋に係る都市計画税（当該家屋の取得者に新たに課すこととなった年度から最大 6 年度分のものに限る。）（第 1 号及び第 2 号について 1 件当たり限度額 6 億円）</p> <p>(3)事業所等の新增設等に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合，当該調査に要した経費（ 1 件当たり限度額 50,000 千円）</p>

千円

事 項	期 間	限 度 額	千円
平成25年度京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金	平成25年度から 債務消滅時まで	京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第3号に掲げる経費の額の合計額に相当する額 (1)事業所等の新增設に伴い取得した固定資産(家屋及び償却資産に限る。)に係る固定資産税(当該固定資産の取得者に新たに課すこととなった年度から5年度分のものに限る。) (2)事業所等の新增設に伴い取得した家屋に係る都市計画税(当該家屋の取得者に新たに課すこととなった年度から5年度分のものに限る。) (第1号及び第2号について1件当たり限度額6億円) (3)事業所等の新增設に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合、当該調査に要した経費(1件当たり限度額50,000千円)	
平成25年度大規模国際会議誘致助成制度補助金	平成25年度から 平成35年度まで		10,000
平成25年度大規模国際会議誘致支援準備助成金	平成26年度から 平成35年度まで		3,000
醍醐交流会館管理経費	平成26年度から 平成28年度まで		171,000
景観・まちづくりセンター管理経費	平成26年度から 平成28年度まで		132,300
平成25年度らくなん進都整備推進事業(土地の売却)補助金	平成25年度から 債務消滅時まで	らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度の対象事業として認められた土地の売却価格から当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に0.03を乗じて得た額(1件当たり限度額5,000千円)	
平成25年度らくなん進都整備推進事業(土地の賃貸及び貸事業所の新築等)補助金	平成25年度から 債務消滅時まで	らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額の2年度分(1件当たり限度額年2,000千円) (1)賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する固定資産税(上記奨励金の交付対象となるものに限る。) (2)賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する都市計画税(上記奨励金の交付対象となるものに限る。)	

事 項	期 間	限 度 額
京都駅南口駅前広場整備費	平成 26 年 度	272,000 <small>千円</small>
J R 太秦駅バリアフリー化 設備整備事業補助金	平成 26 年 度	33,500
嵯峨鳥居本町並み保存館管 理経費	平成 26 年 度 から 平成 28 年 度 まで	7,725
平成25年度屋外広告物適正 化促進融資制度損失補てん 金	平成 25 年 度 から 平成 40 年 度 まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって 生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除 した額に対して100分の25を乗じて得た額
平成25年度建築物耐震改修 事業補助金	平成 25 年 度 から 債 務 消 滅 時 まで	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条第 3 号 に該当する建築物（その敷地が、緊急輸送道路のう ち優先的に耐震化を図るべき重要路線として市長が 定める道路に接するものに限る。）の耐震改修工事 に要する経費に3分の2を乗じて得た額（1件当 たり限度額20,000千円）
久我の杜生涯学習プラザ管 理経費	平成 26 年 度 から 平成 28 年 度 まで	18,726
平成25年度市営住宅実施設 計及び建設費	平成 26 年 度 及 び 平成 27 年 度	3,232,181
道路台帳補正経費	平成 26 年 度	52,482
伏見街道跨線橋補修工事費	平成 26 年 度	167,000
京都広河原美山線 (二ノ瀬バイパス) 工事費	平成 26 年 度	180,000
第二太田川河川改修工事費	平成 26 年 度	250,000

事 項	期 間	限 度 額
西羽束師川河川改修工事費	平 成 26 年 度	230,000
本町下高松通工事費	平 成 26 年 度	173,500
伏見西部第五地区区画整理補助事業費	平 成 26 年 度	230,000
洛北第二地区区画整理補助事業費	平 成 26 年 度	7,920
上烏羽南部地区区画整理補助事業費	平 成 26 年 度	22,000
平成25年度学校増改築等施設整備費	平 成 26 年 度 から 平 成 28 年 度 ま で	4,000,000

第4表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	418,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
総務施設整備費	64,000			
文化市民施設整備費	3,828,000			
児童福祉施設整備費	104,000			
障害者福祉施設整備費	51,000			
高齢者福祉施設整備費	170,000			
保健衛生施設整備費	103,000			
市立病院費	5,000			
環境施設整備費	2,162,000			
環境車両整備費	63,000			
産業振興費	573,000			
技術振興事業費	5,000			
農業農村整備費	2,000			
森林整備費	57,000			
産業観光施設整備費	27,000			
交通政策費	143,000			
古都保存事業費	267,000			
開発指導費	2,000			
公営住宅整備費	2,174,000			
公園緑地整備費	149,000			

発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
一般公共事業費	8,392,000			
消防施設整備費	2,621,000			
学校施設整備費	5,861,000			
都市整備費	4,208,000			
水道事業出資金	96,000			
高速鉄道事業出資金	11,104,000			
高速鉄道事業補助金	70,000			
災害復旧費	100,000			
臨時財政対策債	44,890,000			
退職手当債	3,577,000			
計	91,286,000			

平成25年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成25年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ510,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 16,004
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,004
2 繰 越 金		122,215
	1 繰 越 金	122,215
3 諸 収 入		371,781
	1 貸 付 金 元 利 収 入	306,600
	2 雑 入	65,181
歳 入 合 計		510,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 510,000
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	510,000
歳 出 合 計		510,000

平成25年度京都市国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度京都市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,844,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料収入		千円 31,525,996
	1 国民健康保険料収入	31,525,996
2 国民健康保険税収入		4
	1 国民健康保険税収入	4
3 一 部 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
4 使用料及び手数料		276
	1 手 数 料	276
5 国 庫 支 出 金		35,990,038
	1 国 庫 負 担 金	26,158,779
	2 国 庫 補 助 金	9,831,259
6 療養給付費交付金		7,082,200
	1 療養給付費交付金	7,082,200
7 前期高齢者交付金		36,440,000
	1 前期高齢者交付金	36,440,000
8 府 支 出 金		8,209,779
	1 府 負 担 金	1,049,779
	2 府 補 助 金	7,160,000
9 共 同 事 業 交 付 金		16,493,000
	1 共 同 事 業 交 付 金	16,493,000
10 繰 入 金		14,849,500

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	14,849,500 <small>千円</small>
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		253,204
	1 雑収入	253,204
歳入合計		150,844,000

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		150,844,000 <small>千円</small>
	1 事務費	3,685,852
	2 保険給付費	147,108,148
	3 公債費	20,000
	4 予備費	30,000
歳出合計		150,844,000

平成25年度京都市介護保険事業特別会計予算

平成25年度京都市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 112,004,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		千円 21,884,049
	1 保 険 料	21,884,049
2 分 担 金 及 び 負 担 金		724
	1 負 担 金	724
3 使 用 料 及 び 手 数 料		130
	1 手 数 料	130
4 国 庫 支 出 金		26,327,429
	1 国 庫 負 担 金	19,100,534
	2 国 庫 補 助 金	7,226,895
5 支 払 基 金 交 付 金		31,123,581
	1 支 払 基 金 交 付 金	31,123,581
6 府 支 出 金		15,911,637
	1 府 負 担 金	15,438,799
	2 府 補 助 金	472,838
7 繰 入 金		16,716,834
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,524,000
	2 基 金 特 別 会 計 繰 入 金	192,834
8 繰 越 金		35,741
	1 繰 越 金	35,741
9 諸 収 入		3,875
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	39

款	項	金額
	2 雜 入	千円 3,836
歳 入	合 計	112,004,000

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 2,737,155
	1 事 務 費	2,737,155
2 保 険 給 付 費		106,274,874
	1 保 険 給 付 費	106,274,874
3 地 域 支 援 事 業 費		2,781,309
	1 介 護 予 防 事 業 費	1,047,830
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	1,733,479
4 繰 出 金		142,721
	1 繰 出 金	142,721
5 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
6 諸 支 出 金		37,941
	1 諸 支 出 金	37,941
歳 出	合 計	112,004,000

平成25年度京都市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度京都市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,804,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		13,780,029 <small>千円</small>
	1 後期高齢者医療保険料	13,780,029
2 使用料及び手数料		22
	1 手 数 料	22
3 繰 入 金		2,987,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,987,000
4 諸 収 入		36,949
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	34,500
	3 雑 入	2,447
歳 入 合 計		16,804,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		265,970 <small>千円</small>
	1 事 務 費	265,970
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		16,502,030
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	16,502,030
3 諸 支 出 金		36,000
	1 諸 支 出 金	36,000
歳 出 合 計		16,804,000

平成25年度京都市地域水道特別会計予算

平成25年度京都市地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,044,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 535
	1 負 担 金	535
2 使用料及び手数料		83,011
	1 使 用 料	83,010
	2 手 数 料	1
3 国庫支出金		20,808
	1 国庫補助金	20,808
4 繰 入 金		520,391
	1 一 般 会 計 繰 入 金	483,000
	2 特定環境保全公共下水道 特別会計繰入金	2,206
	3 基金特別会計繰入金	35,185
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		214,254
	1 雑 入	214,254
7 市 債		205,000
	1 市 債	205,000
歳 入	合 計	1,044,000

歳 出

款	項	金 額
1 地 域 水 道 費		千円 1,044,000
	1 地 域 水 道 費	210,600
	2 地 域 水 道 整 備 費	513,194
	3 公 債 費	320,206
歳 出 合 計		1,044,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大原簡易水道整備事業費	平成 26 年度	千円 517,000
北部地域特定環境保全公共 下水道整備事業に伴う配水 管支障移設工事費	平成 26 年度	176,000

第 3 表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
地 域 水 道 整 備 費	千円 205,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成25年度京都市京北地域水道特別会計予算

平成25年度京都市京北地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,571,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1,428
	1 分 担 金	1,428
2 使用料及び手数料		144,011
	1 使 用 料	144,001
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		331,417
	1 国 庫 補 助 金	331,417
4 繰 入 金		700,619
	1 一 般 会 計 繰 入 金	699,000
	2 特定環境保全公共下水道 特別会計繰入金	1,354
	3 農業集落排水事業特別会 計繰入金	265
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		3,524
	1 雑 入	3,524
7 市 債		390,000
	1 市 債	390,000
歳 入 合 計		1,571,000

歳 出

款	項	金 額
1 京 北 地 域 水 道 費		千円 1,571,000
	1 京 北 地 域 水 道 費	150,870
	2 京 北 地 域 水 道 整 備 費	1,316,240
	3 公 債 費	102,890
	4 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,571,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
京北中部簡易水道整備事業費	平成 26 年度	千円 801,000
細野簡易水道整備事業費	平成 26 年度	523,000

第 3 表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
京 北 地 域 水 道 整 備 費	千円 390,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成25年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計予算

平成25年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,562,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 96,890
	1 分 担 金	96,890
2 使用料及び手数料		59,936
	1 使 用 料	59,468
	2 手 数 料	468
3 国庫支出金		35,700
	1 国庫補助金	35,700
4 繰入金		535,000
	1 一般会計繰入金	535,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		43,473
	1 貸付金元利収入	10,945
	2 雑 入	32,528
7 市 債		791,000
	1 市 債	791,000
歳 入	合 計	1,562,000

歳 出

款	項	金 額
1 特定環境保全公共下水道費		千円 1,562,000
	1 特定環境保全公共下水道費	405,707
	2 特定環境保全公共下水道整備費	935,121
	3 公 債 費	221,172
歳 出 合 計		1,562,000

第2表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
特定環境保全公共下水道整備費	千円 791,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成25年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算

平成25年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,355,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,687,681
	1 使用料 2 手数料	1,687,600 81
2 財産収入		28
	1 財産売却収入	28
3 繰入金		169,000
	1 一般会計繰入金	169,000
4 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
5 諸収入		398,291
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	398,290
歳 入 合 計		2,355,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 場 費		千円 2,355,000
	1 中 央 卸 売 市 場 費	2,064,770
	2 市 場 整 備 費	46,000
	3 公 債 費	243,230
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,355,000

平成25年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算

平成25年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ749,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 93,734
	1 使用料 2 手数料	93,722 12
2 府支出金		150
	1 府補助金	150
3 財産収入		20
	1 財産売払収入	20
4 繰入金		617,000
	1 一般会計繰入金	617,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		38,095
	1 雑収入	38,095
歳 入 合 計		749,000

歳 出

款	項	金 額
1 市場・と畜場費		千円 749,000
	1 中央卸売市場・と畜場費	584,830
	2 公 債 費	163,670
	3 予 備 費	500
歳 出 合 計		749,000

平成25年度京都市農業集落排水事業特別会計予算

平成25年度京都市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 480
	1 分 担 金	480
2 使用料及び手数料		7,943
	1 使 用 料	7,943
3 繰 入 金		38,314
	1 一 般 会 計 繰 入 金	28,000
	2 基 金 特 別 会 計 繰 入 金	10,314
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		262
	1 雑 入	262
歳 入 合 計		47,000

歳 出

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		千円 47,000
	1 農業集落排水事業費	25,114
	2 公 債 費	21,386
	3 予 備 費	500
歳 出 合 計		47,000

平成25年度京都市雇用対策事業特別会計予算

平成25年度京都市雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,060,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 府 支 出 金		1,059,998 <small>千円</small>
	1 府 補 助 金	1,059,998
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		1,060,000

歳 出

款	項	金 額
1 緊急雇用創出事業費		1,060,000 <small>千円</small>
	1 緊急雇用創出事業費	1,060,000
歳 出 合 計		1,060,000

平成25年度京都市土地区画整理事業特別会計予算

平成25年度京都市土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 区画整理事業収入		千円 123,900
	1 保 留 地 収 入	123,900
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		99
	1 雑 入	99
歳 入 合 計		124,000

歳 出

款	項	金 額
1 区画整理事業費		千円 124,000
	1 事 務 費	14,351
	2 区画整理事業費	109,649
歳 出 合 計		124,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 区画整理事業費	2 区画整理事業費	伏見西部第三地区区画整理事業	千円 19,000
		伏見西部第四地区区画整理事業	19,000

平成25年度京都市駐車場事業特別会計予算

平成25年度京都市駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,154,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 524,104
	1 使 用 料	524,104
2 繰 入 金		1,628,884
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,593,837
	2 基 金 特 別 会 計 繰 入 金	35,047
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1,011
	1 雑 入	1,011
歳 入 合 計		2,154,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		千円 2,154,000
	1 駐 車 場 費	393,600
	2 公 債 費	1,760,400
歳 出 合 計		2,154,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
駐 車 場 管 理 経 費	平成26年度から 平成28年度まで	千円 124,770

平成25年度京都市土地取得特別会計予算

平成25年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,573,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 8,396,102
	1 財 産 運 用 収 入	39,407
	2 財 産 売 払 収 入	8,356,695
2 繰 入 金		1,652,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,652,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1,024,897
	1 貸 付 金 収 入	1,024,897
5 市 債		2,500,000
	1 市 債	2,500,000
歳 入 合 計		13,573,000

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 先 行 取 得 費		千円 13,573,000
	1 土 地 先 行 取 得 費	2,500,000
	2 公 債 費	8,259,792
	3 繰 出 金	2,813,208
歳 出 合 計		13,573,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地先行取得費	1 土地先行取得費	土地先行取得事業	千円 300,000

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費	千円 2,500,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	% 8.0以内	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。 起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成25年度京都市基金特別会計予算

平成25年度京都市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,027,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 基金収入		千円 83,027,000
	1 平安建都1200年記念事業 基金収入	8,476
	2 市庁舎整備基金収入	35,245
	3 国際親善交流基金収入	16,818
	4 公共施設等整備管理基金 収入	2,299,243
	5 文化芸術振興基金収入	1,996,199
	6 文化観光資源保護基金収 入	96,491
	7 美術館基金収入	299
	8 動物園整備基金収入	410,821
	9 スポーツ振興基金収入	371,255
	10 交通安全対策事業基金収 入	19,340
	11 社会福祉奨学基金収入	3,123
	12 社会福祉事業基金収入	56,179
	13 健康づくり研究基金収入	11,694
	14 介護給付費準備基金収入	340,356
	15 子育て支援事業基金収入	41,988
	16 動物愛護事業推進基金収 入	39,117
	17 環境共生市民協働事業基 金収入	2,746,409
	18 産業振興基金収入	2,200
	19 農業集落排水事業基金収 入	10,755
	20 京都の優れた景観を保全 し形成する事業基金収入	15,133
	21 新住宅市街地開発事業基 金収入	87,793
	22 市営住宅基金収入	556,295
	23 緑化・公園管理基金収入	97,266
	24 駐車場基金収入	150,254
	25 社会教育振興基金収入	5,637

款	項	金額
		千円
	26 大原簡易水道整備基金収入	35,592
	27 特定環境保全公共下水道公債償還基金収入	95,096
	28 蓄積指定基金収入	5
	29 ふるさと納税基金収入	28,133
	30 土地基金収入	8,608
	31 公債償還基金収入	73,434,521
	32 財政調整基金収入	6,659
歳入	合計	83,027,000

歳出

款	項	金額
		千円
1 基金		83,027,000
	1 平安建都1200年記念事業基金	8,476
	2 市庁舎整備基金	35,245
	3 国際親善交流基金	16,818
	4 公共施設等整備管理基金	2,299,243
	5 文化芸術振興基金	1,996,199
	6 文化観光資源保護基金	96,491
	7 美術館基金	299
	8 動物園整備基金	410,821
	9 スポーツ振興基金	371,255
	10 交通安全対策事業基金	19,340
	11 社会福祉奨学基金	3,123
	12 社会福祉事業基金	56,179
	13 健康づくり研究基金	11,694
	14 介護給付費準備基金	340,356
	15 子育て支援事業基金	41,988
	16 動物愛護事業推進基金	39,117
	17 環境共生市民協働事業基金	2,746,409
	18 産業振興基金	2,200
	19 農業集落排水事業基金	10,755

款	項	金額
		千円
	20 京都の優れた景観を保全し形成する事業基金	15,133
	21 新住宅市街地開発事業基金	87,793
	22 市 営 住 宅 基 金	556,295
	23 緑化・公園管理基金	97,266
	24 駐 車 場 基 金	150,254
	25 社会教育振興基金	5,637
	26 大原簡易水道整備基金	35,592
	27 特定環境保全公共下水道公債償還基金	95,096
	28 蓄 積 指 定 基 金	5
	29 ふ る さ と 納 税 基 金	28,133
	30 土 地 基 金	8,608
	31 公 債 償 還 基 金	73,434,521
	32 財 政 調 整 基 金	6,659
歳 出	合 計	83,027,000

平成25年度京都市市公債特別会計予算

平成25年度京都市市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320,599,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 203,353,998
	1 一 般 会 計 繰 入 金	86,054,368
	2 国民健康保険事業特別会計繰入金	20,000
	3 地域水道特別会計繰入金	320,206
	4 京北地域水道特別会計繰入金	102,890
	5 特定環境保全公共下水道特別会計繰入金	221,172
	6 中央卸売市場第一市場特別会計繰入金	243,230
	7 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計繰入金	163,670
	8 農業集落排水事業特別会計繰入金	21,386
	9 駐車場事業特別会計繰入金	1,760,400
	10 土地取得特別会計繰入金	8,259,792
	11 基金特別会計繰入金	26,024,860
	12 市立病院機構病院事業債特別会計繰入金	1,135,000
	13 水道事業特別会計繰入金	13,331,072
	14 公共下水道事業特別会計繰入金	36,113,320
	15 自動車運送事業特別会計繰入金	1,215,990
	16 高速鉄道事業特別会計繰入金	28,366,642
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1

款	項	金額
4 市 債		117,245,000 <small>千円</small>
	1 市 債	117,245,000
歳 入 合 計		320,599,000

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		320,599,000 <small>千円</small>
	1 公 債 費	277,305,653
	2 繰 出 金	43,292,847
	3 予 備 費	500
歳 出 合 計		320,599,000

平成25年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

平成25年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,973,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,135,000 <small>千円</small>
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,135,000
2 市 債		2,838,000
	1 市 債	2,838,000
歳 入 合 計		3,973,000

歳 出

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債 管理事業費		3,973,000 <small>千円</small>
	1 貸 付 金	2,838,000
	2 公 債 費	1,135,000
歳 出 合 計		3,973,000

第2表 市 債

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	2,838,000	<small>千円</small> 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	8.0以内%	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

平成25年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年 間 総 給 水 量		m ³ 193,085,000	
1 日 最 大 給 水 量		579,000	
1 日 平 均 給 水 量		529,000	
期 首 使 用 者 数		件 750,500	
期 末 使 用 者 数		754,000	
増 加 見 込 数		3,500	
主 要 な 建 設 改 良 事 業		千円	
上 水 道 整 備 事 業		14,900,000	
上 水 道 施 設 整 備 事 業		11,000,000	水道施設の改良及び更新
鉛 製 給 水 管 単 独 取 替 事 業		3,000,000	鉛製給水管の取替え
大 規 模 太 陽 光 発 電 設 備 設 置 事 業		500,000	大規模太陽光発電設備の設置
庁 舎 建 設 事 業		400,000	庁舎の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	30,152,000 千円
第1項 営業収益	29,984,019 千円
第2項 営業外収益	167,981 千円

支 出

第1款	水道事業費用	28,781,000 千円
第1項	営業費用	24,353,613 千円
第2項	営業外費用	4,417,387 千円
第3項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,783,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額648,970千円、当年度利益剰余金処分別額及び損益勘定留保資金等12,134,030千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	13,796,000 千円
第1項	企業債	12,509,000 千円
第2項	出資金	96,000 千円
第3項	工事負担金	368,060 千円
第4項	加入金	429,024 千円
第5項	基金収入	6,415 千円
第6項	基金繰入金	280,000 千円
第7項	寄附金	87,200 千円
第8項	その他資本的収入	20,301 千円

支 出

第1款	資本的支出	26,579,000 千円
第1項	建設改良費	15,800,084 千円
第2項	企業債償還金	10,742,501 千円
第3項	投資	6,415 千円
第4項	その他資本的支出	20,000 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上 水 道 整 備 事 業	平成26年度から平成28年度まで	千円 8,740,000
諸 施 設 整 備	平成26年度及び平成27年度	900,000
管路情報管理システム入力業務	平成26年度及び平成27年度	30,000

(企業債)

第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上 水 道 整 備 事 業 費	千円 9,773,000	発行価格が額面金額を下回るときは，その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に，元利均等その他の方法により償還する。ただし，財政の都合その他によっては，繰上償還をすることができる。
計	9,773,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は，3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第 9 条 当年度利益剰余金のうち1,073,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金	1,073,000 千円
---------	--------------

(たな卸資産購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、840,000千円と定める。

平成25年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年 間 流 入 下 水 量		m ³ 354,238,000	
1 日 平 均 流 入 下 水 量		971,000	
主 要 な 建 設 改 良 事 業		千円	
公 共 下 水 道 建 設 事 業		17,800,000	幹線、支線、取付管等の布設 及び布設替え
管 き ょ 施 設 建 設 事 業		9,008,000	
ポ ン プ 場 施 設 建 設 事 業		1,003,000	砂川ポンプ場施設等の更新
終 末 処 理 施 設 建 設 事 業		7,789,000	鳥羽、伏見、石田水環境保全 センター施設の建設及び更新

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	45,679,000 千円
第1項 事業収益	45,319,232 千円
第2項 事業外収益	359,768 千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	42,283,000 千円
第1項 事業費用	33,934,985 千円
第2項 事業外費用	8,348,015 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,377,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額470,000千円、当年度利益剰余金処分別及び損益勘定留保資金20,907,000千円で補填するものとする。)。

		収 入
第1款	公共下水道事業資本的収入	23,224,972 千円
第1項	企 業 債	16,267,000 千円
第2項	出 資 金	1,791,478 千円
第3項	国 庫 補 助 金	4,964,370 千円
第4項	工 事 負 担 金	200,100 千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	2,024 千円
第2款	水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入	30,028 千円
第1項	貸 付 金 回 収 金	18,028 千円
第2項	他 会 計 借 入 金	12,000 千円
	合 計	23,255,000 千円
		支 出
第1款	公共下水道事業資本的支出	44,601,972 千円
第1項	建 設 改 良 費	18,759,470 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	25,842,502 千円
第2款	水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出	30,028 千円
第1項	貸 付 金	19,403 千円
第2項	他 会 計 借 入 金 償 還 金	10,625 千円
	合 計	44,632,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公 共 下 水 道 建 設 事 業	平成26年度から平成28年度まで	千円 7,000,000
施 設 運 転 管 理 等 業 務	平成26年度から平成29年度まで	2,030,000

(企業債)

第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設事業費	千円 9,890,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	%	起債の日から据置期間を含め40年以内に，元利均等その他の方法により償還する。ただし，財政の都合その他によっては，繰上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	312,000			
計	10,202,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は，25,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち3,396,000千円は，次のとおり処分するものと定める。

減債積立金 3,396,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は，4,000千円と定める。

平成25年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

運 転 車 両 数	両 684
年 間 走 行 キ ロ メ ー ト ル	km 29,711,000
年 間 総 輸 送 人 員	人 116,800,000
1 日 平 均 輸 送 人 員	人 320,000

2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 37両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	自動車運送事業収益	20,277,000千円
第1項	営業収益	19,587,124千円
第2項	営業外収益	689,876千円

支 出

第1款	自動車運送事業費用	18,707,000千円
第1項	営業費用	18,145,277千円
第2項	営業外費用	511,723千円

第3項 予 備 費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,542,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,738,000千円
第1項 企業債	1,524,000千円
第2項 補助金	214,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,280,000千円
第1項 建設改良費	1,902,767千円
第2項 企業債償還金	1,127,233千円
第3項 長期借入金返還金	200,000千円
第4項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車運送事業建設改良費	平成26年度及び平成27年度	千円 765,000

(企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円 1,524,000	発行価格が額面金額を下回るときは, その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。 8.0以内	% 起債の日から据置期間を含め30年以内に, 元利均等その他の方法により償還する。ただし, 財政の都合その他によっては, 繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は, 20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 生活支援路線の運行維持等に充てるため, 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 779,300千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は, 100,000千円と定める。

平成25年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事 項 \ 区 分	年 間	1 日 平 均
運 転 車 両 数	74,460 <small>両</small>	204 <small>両</small>
走 行 キ ロ メ ー ト ル	20,761,853 <small>km</small>	56,882 <small>km</small>
輸 送 人 員	124,830,000 <small>人</small>	342,000 <small>人</small>

2 主要な建設改良工事計画

駅施設及び電路・機械設備等改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費9,304,833千円の財源の一部に充てるため、企業債(資本費負担緩和分)2,137,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	29,119,000千円
第1項 営業収益	25,925,957千円
第2項 営業外収益	3,193,043千円

支 出

第1款	高速鉄道事業費用	35,287,000千円
第1項	営 業 費 用	25,039,940千円
第2項	営 業 外 費 用	10,197,060千円
第3項	予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,670,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	22,971,000千円
第1項	企 業 債	10,584,000千円
第2項	補 助 金	1,224,346千円
第3項	出 資 金	11,131,000千円
第4項	そ の 他 資 本 収 入	31,654千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	30,641,000千円
第1項	建 設 改 良 費	7,292,000千円
第2項	繰 延 費 用	50,455千円
第3項	企 業 債 償 還 金	20,544,199千円
第4項	長 期 借 入 金 返 還 金	2,754,346千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道営業線改良費	平成26年度から平成29年度 まで	千円 4,300,000

(企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速鉄道事業建設改良費	千円 2,581,000	発行価格が額面金額を下回るときは, その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に, 元利均等その他の方法により償還する。ただし, 財政の都合その他によっては, 繰上償還をすることができる。
高速鉄道事業資本費平準化債	8,003,000			
高速鉄道事業資本費負担緩和分企業債	2,137,000			
計	12,721,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は, 65,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 特例債元利償還金等に充てるため, 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 4,242,000千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 高速鉄道事業建設改良費に充てるため, 一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は, 1,776,000千円である。

2 経営の健全化に充てるため, 一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は, 9,355,000千円である。

(行財政局財政部財政課)